

平成28年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月14日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	意見書案第7号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
日程第 4	意見書案第8号	J R北海道への経営支援を求める意見書
日程第 5		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 6		会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君
施設課長	渡部邦生君

会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	高倉明君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	下重博光君
消防署長	佐藤則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸君
庶務係長	沢崎真司君

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 一般質問

- 藤田議長 日程第2 一般質問を行います。
1項目ごとに発言を許します。
通告順番1、5番岩井明議員。

- 5番岩井議員 私は、国保事業の広域化に対する対策についてお伺いいたします。
健康でいられるか、また、安心して病気を診てもらえるか、このように考える町民は数多いと私は認識をしているところでございます。今、国民健康保険は市町村ごとに運営されておりますけれども、平成30年、2018年度から、北海道を含めた広域化による事業運営に伴いまして、保険税の値上げが危惧されるところです。既に北海道では一つの保険にすることが決まりまして、今年度から財政的には一つになっております。11月に道が公表した道移管後の本町の保険料の試算額では、夫婦二人、所得年間200万円のモデル世帯で、2016年度比、1世帯当たり28万1,800円から36万2,600円となり、約28.6パーセントの増額になるとの試算も出ております。また、国保の財政運営、2018年度から都道府県に移管するのに伴いまして、2017年度に予定していた1,700億円の財政支援について、厚労省が、来年度、300億円程度の減額を検討しているとの情報等もありまして、心配の種が尽きないというような状況であります。

国民健康保険の加入者というのは、退職した方や、自営業者等のため収入の少ない方々が多く、国保税の値上げは困窮者の多数を生むことになりかねないと私は認識をしているところでございます。同時に、病院等の抑制で健康維持管理の問題が生じてくることも懸念されるところであります。

このような観点から、本町としては、国の制度の見直しにかかわらず、町民の健康、医療を守るためにも最大限努力すべきとの観点に立ちまして、以下、2点について

て質問をさせていただきます。

1点目は、国保の広域化による事業運営などをどう認識しているか。不都合な点など、国、道に対しても要望をすべきであると考えるが、見解をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

国保の今までの制度について若干御説明申し上げたいのですが、国民健康保険制度につきましては、昭和33年度の法の施行から、各自治体が保険者となり、法令に基づいて事業運営を義務づけられてきました。特にその給付の形態や財政構造など、今まで変遷がそれぞれ来ているわけでありまして、2年後の平成30年度からは都道府県単位への広域化については、全国的に国保の加入の高齢化や被保険者の減少、そして医療の高度化による給付の増加などの理由から、低所得者の割合が高い国保では慢性的な赤字運営が強いられております。平成27年に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしまして、国保が抱える財政的な構造問題に対し、財政運営の責任主体を都道府県が担うことにより、平成30年度から市町村と一体となって事業運営をするための新制度の円滑な移行に向け、運用の詳細について協議を進めているところでございます。

本町におきましても、国民健康保険制度については町民の生命と健康に対する安心を確保するために不可欠な基盤であり、北海道と一体となって今後もこの制度を堅持していく必要があると認識しております。北海道においても有識者によって組織される検討委員会や代表する保険者によるワーキンググループ、そしてまた全保険者で情報を共有する市町村連携会議において、各自治体の協議及び広く意見を求めていることとなり、本町におきましても北海道の方針を注視しながら、均衡のとれた国保運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

特に、この国保事業は、相互扶助の精神にのっとり、やはり所得のある方がもちろん負担を多くするわけでありましてけれども、できるだけ所得の少ない方については軽減措置の対象等になりますので、その辺も十分考えながら、広域化に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 ここで試算が出ているのは、200万円という形で試算を出しておりますけれども、200万円世帯というのは、今は300万円世帯でもワーキングブア的な要素があるというふうに見られている中で、200万円というのと、もうかなり生活状況が苦しい状況だという認識をしていかなければいけないと思います。そして、この中で国保が仮に28.6パーセント増額されるということは、多大な生活の

困窮者を、今でも大変なのに、これから先、多大な困窮者を生み出すことにもなりかねないというふうに私は考えるのですね。ですから、この辺は、答弁は求めないわけではありますけれども、この辺は重々考えて今後取り組んでいただきたいと、このように思います。

次に、道からの標準税率が示されておりますけれども、保険税そのものは町独自で設定できるとなっているために、低所得者に対し保険税が上がらない体制を講じるべきと考えるが、見解をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 国民健康保険の都道府県広域化が実施されるのは平成30年以降でありまして、市町村の医療費負担に対する財政運営の構図が大きく変わることになります。概要といたしましては、これまで市町村が医療費総額を推計して保険給付に見合う保険税率を定め、賦課徴収し、保険給付を実施しておりましたが、新制度以降は都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うこととなります。全道的に必要な医療費総額を北海道が推計し、そこから国及び道の負担分を差し引き、保険料として集めるべき総額を算出し、市町村ごとの基準総所得金額及び被保険者数、医療費水準など、国保事業費納付金として決定されるわけでありまして。市町村は、決定された納付金を北海道へ納付することになりますが、道は、その納付金と独自の基金等を財源として、各市町村で必要になる医療費の全額を交付する仕組みとなっております。この納付金は原則的には各市町村の保険税で担うこととなります。保険税率の決定の基礎となるわけでありまして。岩井議員の言われるとおり、北海道は納付金制度の導入により、現在異なっている市町村の保険料を標準化した場合の標準保険料率を示し、試算しておりますけれども、保険料の設定は、あくまでも市町村の任意の設定となっております。本町におきましては、基準となる所得金額が全道的にも高いほうに位置しているため、道への納付金が大きくなります。現在の保険料率より高くなると推測されますが、低所得者に対する保険税の軽減につきましては、法令に基づいて政令基準に定める軽減判定所得及び軽減率を用いることになっております。現在、国では新制度の移行に向けて、保険税の負担の公平を確保する観点から、更なる低所得者に対する軽減措置の所得の基準額の引き上げ及び保険税の賦課限度額の引き上げを検討しております。制度の動向を注視しながら、低所得者の方々の保険税上昇を極力抑制するよう努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、報道関係でも、新聞等にも載っておりましたがけれども、南十勝のほうではそれぞれ町村が今の道の試算についてなかなか理解を求めることができないということで要請をしております。特に本町におきましても、保険者の所得が高いわけでありましてけれども、特に農業関係者、漁業関係者、商業関係者もいらっしゃいますけれど

も、他の町村から見たら所得がある程度高いということで、率が上がってございます。しかし、今の段階では、過日も道の担当からの説明を受け、また、十勝の町村会としても段階ごとにやっぱり改正すべきであるというふうに考えております。十勝管内でも、大きな町村については非常に賦課が、何と申しますか、均衡がなかなかとれないような状況になっておりますので、小さな町村については非常に率がよく上がるようになっており、そういったことも懸念しながら、今後、国、道に向けて改善を求めるよう要請していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今、町長のほうからおっしゃられたとおり、南十勝の4自治体では、十勝4町村の首長が試算を前提とした移管の議論が進む内容を20日にも道へ要請すると、このように言われているわけです。国は国保財政の悪化を背景に、2018年度から運営主体を都道府県に移管させると、道は市町村間の保険料差を標準化する目的で、モデル世帯として200万円世帯をやっているわけですがけれども、しかし、これはあくまでも200万円世帯ということで、その他の金額の世帯はこれに準じていないわけでありまして、その辺の動向もこれから見せていかなければならないというふうに感じております。当然ながら、本町におきまして、このような申入れを道等にもやっていくのだろうというふうに認識しておりますけれども、これからも町民のことを考えまして、さらなる国保税が上がらないように、できれば低所得者に対しては引下げのほうも考えていただくような考えで進めていきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、道のほうで試算されているのは、あくまでも国保に対する加入者の所得の高い町村は非常に率が上がってございます。そして、特に、私の町を含めて率の上がる場所については、私は普段から、予防保健等で、できるだけ病院にかからないような職員努力をされております。そういう町に限って、今回率が高くなるような感じをしております。したがって、今まで努力して健康を大切にしてきた町が一気に上がるということは非常に理解ができませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、北海道が一つになりますと、やっぱり大都市の方々の健康も非常に危惧されるような形になるわけです。今後、今、岩井議員がおっしゃるように、できるだけ平等性の欠かないような、そしてまたそういった低所得者の率を町村ごとにある程度決定できますので、そういうことも十分踏まえながら検討していきたいというふうに思っています。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 以上で、質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 通告順2、4番相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 私は、十勝川河畔林除去に対する関係機関への要請について質問をさせていただきます。

十勝川下流に位置する本町は、このたびの台風により記録的な増水で長時間に及び内水排除が閉ざされる事態を招き、更なる十勝川本流の氾濫すら危惧され、人命、人家の危険はもとより、農地や家畜、農業施設に甚大な被害を及ぼしかねない危機的な状況であったと認識しております。このため、こうした状態をいち早く回避するため、十勝川の流下能力改善、向上に資すると思慮される河畔林の除去について、関係機関への働きかけが必要と思います。

過日、3地区の開発推進協議会から十勝川河畔林の除去を関係機関に働きかけていただきたいと要望書が上がっていると思いますが、その後どのようなになっているのか、お聞かせ願います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

相澤議員の御指摘のとおり、このたびの台風により十勝川の水位の上昇が過去に経験したことのない計画高水位を超える増水となりました。町民も非常に危機感を抱く事態となりましたが、人的な被害が起こらず、安どしているところでございます。被災市町村の状況把握に、国の関係機関、大臣、国会議員、調査団が本町においでいただいた折にも、内水氾濫の状況とともに、十勝川本流の増水についても説明をさせていただき、また、対策要望を行ってきたところでございます。十勝としては、過日、11月24日、25日でございますが、十勝川治水促進期成会が国に対して要望書を提出しております。本町では、過日、町内にあります3団体が連名での当面する対策要請を受け、去る12月5日に、私ども関係者が開発局の池田河川事務所に出向き、十勝川の整備計画の見直しと、抜本的な治水対策の検討と、緊急対策として十勝川下流の流下能力向上のために高水敷の掘削及び繁茂している柳等の河畔林の除去を要望してきたところでございます。池田河川事務所としても、要望事項について理解を示していただき、公募伐採を進め、流下能力の改善に努めたいというお話をいただいたところでございます。今後は、町としてもこれらの要望事項の推進を度あるごとに関係機関に要望するとともに、町として協力できるものについては連携していきたいというふうな考えを持っているところでございます。

過日、新聞等でも御案内のとおり、河川災害復旧関連緊急事業として、豊頃町の幌岡地先約7キロ、6.9キロメートルでございますけれども、河道掘削を行うことで

予算がついており、地域の方々も安全、安心を確保するためには大変喜ばしい予算付けかというふうに思っております。今後、このことも含めまして、さらに池田河川事務所と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 ただいま町長からいただきました、ありがとうございます。今の気候がどんどん変わってきている。温暖化になり、海では、マンボウ、ブリ、ほかの魚、南国の魚があがってきていると報道されております。いつ何時、どのようなようになっていくのかわからない、私どもの生命、財産がなくなってからでは遅いと思っております。河畔林の樹木を伐採することにより十勝川の流下能力が上がり、堤防の決壊を食いとめるほか、堤内農地の浸水が、樋門の早期開閉により農作物の被害が最小限に食いとめることが可能と考える。また、伐採する樹木については、できれば開発局から事業の移管を受け、その樹木を酪農家の敷料とし、その堆肥を畑作農家に還元する循環農業を提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、私もそう思っております。そして、予算も国が付きましましたので、どの程度掘削し、また河畔林を伐採するかは、これから協議をしていきたいと思えますけれども、十勝川をきれいにすることによって、立木等についてもある程度整備でき、また、海に対しても環境整備の上で大変必要でないかというふうに思っております。これからも、畑、海両方を抱えながら要請してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 先ほど町長が言われました十勝川復旧に163億円、実はこれ、12月9日の十勝毎日新聞の報道で私も存じております。ちょっと文面を読んで、後先は省きますけれども。十勝関係では、豊頃町幌岡地区の十勝川6.9キロ区間で河道掘削工事を実施し、洪水時の水位低下と、再度災害防止を図る。事業費は20億1,500万円で、全額国費を充てる。事業期間は2019年度までの4年間を見込むという報道であります。このことについては町長に大変お世話になり、ありがとうございました。しかし、まだ伐採のほうが残っております。もう少しそういったことを進めることにより、さらに水害を防げるのではないかというふうに思っております。また、今回の増水の結果、3地区、幌岡、十弗、牛首別地区が合同し、豊頃町開発推進協議会と命名、設立し、要望があればいつでも同行させていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 このことにつきまして、明日15日に池田の河川事務所から担当者が見えられまして、その内容等についてもまた協議、話を進めるということになりますので、新しい情報が入り次第、また議員の皆さんにも報告できるかというふうに思っておりますので、今言われたとおり、前向きに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 次の質問者に移ります。

通告順3、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 私は、町税の減免措置の内容についてお聞きしたいと思います。

前回9月の議会において、台風被害を受けた農家への税の減免措置をとると言っておられましたが、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本年8月中旬から下旬にかけて発生した複数の台風被害により、十勝地方は、生活基盤の施設や基幹産業など、経済的に大きな打撃を受け、激甚災の指定を受けたところであります。特に台風10号では、清水町を初めとする十勝西部に豪雨による大規模な洪水が発生し、かつてない大災害になりました。この一連の台風被害に伴う被災者救済措置として、住宅、家財または農作物被害を対象とした税の減免条例等を制定した町村が、十勝管内でも9町村ございます。そのうち農作物の被害を対象とした税の減免措置の制定につきましては、まだ検討している町村もありますけれども、台風10号による甚大な被害を受けた十勝西部の町村を含め、そういった意味では約6町になります。このような状況の中で、本町においても減免措置を検討してまいりましたが、本町の農作物の被害状況については、なかなか広範囲にわたるものと、また、一部そういった非常に厳しい状況にあったものと、なかなか大変な判定かというふうに思いますし、あわせて、農業共済による共済金の補償が見込まれること、農業被害、面積などを総合的に考え、今回は町税の減免措置を本町ではとらないこととしております。なお、今回の台風被害により、特に所得の減少により納税が困難になった方につきましては、納税を1年間猶予する徴収猶予制度や、町税の分割制度などを活用して対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、この台風の農業被害の減免措置については、基本的には3年間の平均の30

パーセント以下と。そうしますと、総収入から、共済金を加えますと、なかなかこの数字に達する農家の方が非常に少ない。各町村の情報を聞きますと、住宅等の関係で減税になった町村というか、被害者の方はいらっしゃるけれども、農業のみで減税しているのは現在のところほとんど出てきていない。というのは、まだ共済だとか、いろいろな面で判定が遅れている面かというふうに思っております。ただ、先ほど申しましたように、共済金が入ると、そういった基準を下回ることができなくなると減税対象にならないという形になっております。ただ、先ほど申しましたように、徴収の猶予だとか分割納付とか、そういう面で救済していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 今の答弁ですと、共済金が入らなければ確定しないから分からないということでもいいのですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 共済制度について私も詳しく存じてないですけども、先ほど言いました、減免措置の場合は、基本的には3年間の平均の反収の30パーセント以下ですよと、収入が。そうすると、そこへ共済金が入った場合、その3年間の平均の30パーセント以下になる場合、共済金が入っても以下になればいいのですけれども、それを超えると減免対象にはならない形になっております。したがって、その対象にならないけれどもぎりぎりの方、大変厳しい状況に置かれている方については、先ほど申し上げました減免措置でなく猶予、さらには分割納付とか、いろいろな形で救済をしていかなければならないかなというふうに思っております。各町村とも情報がある程度まとめましても、住宅だとか、そういった建物等に被害を受けた場合については減免ですけども、農業そのものだけで減免は、今の段階では、各町村からもそういった情報は入ってきておりませんので、本町においても、もしそういう形で申請をしても、該当者がほとんどいないかなというふうに判断をしているところでございます。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 確定はしておりませんが、ちょっと先日、組合長と聞いた話ですけども、平均で1戸当たり800ぐらいの赤字になるのではないかとという話が出ております。本当に今年はずらいところではないかと思っているので、もし何かがあれば、そのように来年の納税の時までにしていただきたいなと思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 これから十分また調査をしていきますけれども、農家の方々、漁業の

方々もそうですけれども、個人的に資金を借り入れ、利子補給等については十分考えておりますので、調査の段階で、もしそういうような状況に來れば、町としても財政支援をしていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 それでは、次に移らせていただきます。

十勝川の床下げと排水機能の強化についてということで、台風被害で、先日、町長に対して、先ほど相澤議員も言っておりましたけれども、町内3団体の期成会が共同で、十勝川の河畔林の早期伐採の要望を行いました。加えて、十勝川の川底の床下げの整備と排水ポンプの機能の強化も必要と考えますので、併せて国や道に要請する考えについてお伺いしたいと思いますけれども、先ほど新聞で掘削の内容は出たのですけれども、やはり床下げというのは毎年、やっぱり掘れば埋まる、掘れば埋まるの状況ですので、これは随時やっていただかないと、十勝川に流れ込む水位が上がってくるということなので、この辺についても一緒にお伺いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 このことにつきましては、先ほど相澤議員の質問にも答弁したとおりでございます。11月に十勝川治水促進期成会が国の関係大臣に陳情しております。その内容につきましても、できるだけ、被害地の早期復旧と抜本的な治水対策推進についてでございます。そして、今、十勝一丸となって、そういった意味では要望しておりますし、本町にとりましては、十勝川のやはり河道を下げていただきたい、さらには、河畔林の伐採も当然でありますけれども、あわせて、内水氾濫に対する排水機場、救急排水施設の整備についても、事あるごとに町の主要懸案事項として要望しているところでございます。

ただ、十勝川の河床を下げることは、今ここに住んでいる、茂岩と大津の水位の差が2メートルほどしかないわけでありまして、したがって、先ほども答弁したとおり、増水時に河川の水位の上昇を抑えるには、やはり掘削して面積を広げて、柳伐採などの障害物を取り除くことが一番良いわけでありまして、このことについても、柳を伐採して川の流れを良くすることも国に対して強く要望しているところでございます。近年は、特に局地的な異常気象が頻繁な中で、本町の住民の生活の安全、安心を守るためにも、地域産業の持続的な発展とともに、本町は、緊急の課題となっております。これからについても、これらの事情を踏まえながら国のほうに要請してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 それでは、次に排水ポンプのことなのでございますけれども、私も農野牛の排

水機門の、水門のところの担当をしておるのですけれども、排水機場というのは落下式なのですよね。落下式というのは、十勝川の水位が今年みたく十数メートルも上がると、ほとんど機能しないような状態、落下式ですから。だから、それを強制的に送るようになっていただかないと、水位が上がれば上がるほど内水の水は出ていかないとことなので、その辺の強化についてどう考えておられるか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 このことにつきましても、過日、北海道議会議員一行が本町に視察に来たときも、幌岡の樋門だとか、それから統内のほうの樋門の、やっぱり能力の強いものにしていただきたいということで要請はしてあります。ただ、なかなか予算が高額な予算になるものですから、ポンプの数を増やしても対応できない、やはり抜本的な改革をしなければ、今の坂口議員が申し上げるように、対応はないかなというふうに思っております。これからも事あるごとに、こういったものも要請しながら、努力していきたいというふうに考えています。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 とりあえずと言ったら失礼なのですけれども、来年に向けてとか、やっぱり十勝川の水位が下がる前に内水の水をいかに早く抜くかということが問題だろうと思うのですよ。それで、水門を閉める時間、時期の水位というのかな、それに達しないと動かせられないという状況なのですよ。それより40センチぐらい下の段階でもポンプは動かせるのですよ。だから、いち早く、水門を閉める前からでも、ポンプを稼働しながら、いかに内水の水を十勝川に抜くかということもあわせて要請してほしいなど。それがやっぱり、今緊急にポンプの機能も強化できないような状況で、追々はしていただきたいのですけれども、とりあえず来年に向けてはそういう要望をしていただきたいなと思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいまのような内容でありましたら、明日、また池田河川が見えられますので、そういったこともあわせて要請していきたいというふうに思っています。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順4、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 通告に従いまして、1項目ごとに質問をさせていただきます。

まず最初に、豊頃医院及び大津診療所の後任医師についての質問でございますが、本年9月2日の第3回定例議会の町長行政報告において、豊頃医院の現医師との委託契約をもって契約の更新をしないとの発言があり、後任の医師についても内定済みと

の御報告がありました。その後、今回の定例議会、町長の行政報告において、豊頃医院後任医師の決定について詳しく報告があり、地方紙新聞においても、定例会報道がなされ、広く町民にも周知されることとなりましたので、我が町の保健医療体制の継続について、まずもって安どするものであります。関連する報告において確約書の提出をしていただいたとありますが、内容について、その時点においてどのような確約書であったのか、差し支えない程度でお聞かせ願いたいのと、後任医師である山本馨先生について、履歴、プロフィールは行政報告において述べられておりますので、そのお人柄について町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

このことにつきましては、行政報告の中でも報告をしたとおりでございます。現在の菌医師からは、明年3月末で委託契約も満了されますし、本人も次の方に譲りたいという旨の報告を受けまして、後任の医師の募集を行っていたところでございます。去る7月末に、新年度から北海道で診療を希望される医師からの連絡があり、8月13日に来町され、豊頃医院の現状等を見学していただきました。その際、診療候補地が他にもあったようですけれども、9月に入りまして、豊頃町での診療を決定したいという連絡を受け、9月10日にまた来町された際に、新年度から本町の豊頃医院及び大津診療所において診療業務を引き受けてくれるという確約書でございます。このたびの新年度の診療を引き受ける医師につきましては、宮城県の気仙沼市大島にて、大島医院の院長を務められた山本馨先生であり、満71歳でございます。このたびの契約をいただいた診療業務の期間は、山本先生の御好意から、明年4月1日から平成34年3月31日、5年間となっておりますが、本人はさらに、健康であれば契約の更新をしたいという意欲的な発言をいただいております。また、診療時間の延長や時間外でも診療を受けるなど、地域に密着した診療をしたいとの思いであります。詳細につきましては、新年度診療開始までにまた決定をしていただきますけれども、非常に人柄の優しい感じをしておりますし、また、地域医療が大変自分では合っているとか、熱意を持っております。さらに、家族でももちろん住んでいただけますし、この先生については内科専門の形の先生と伺っております。これからも、今までのお医者さん同様、地域の方に密着した医療をしてくれるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長よりお話を伺いました。私の聞いたところによりますと、奥様も何か、相馬出身ということで聞いておりまして、報徳のおしえに心得の

ある方だというふうにも話を聞いて、非常に我が町と縁が深いのかなというふうにも感じておりました。地域医療、とりわけ田舎においての医師の確保は困難を極める御時世でもありますので、このたびの我が町での医師獲得については大変幸運なことであると思います。このたびの山本馨医師獲得に御尽力された職員の方々の努力に対し感謝の意を表すとともに、宮口町長とも馬の合うお医者様のようにございますので、ぜひとも末長く我が町とお付き合いしていただけるよう、よろしく御配慮願いたいと思います。

山本医師におかれましては、年齢が満71歳と、ただいま町長のほうから報告がありました。地域医療の分野ではベテランであり、さしずめ、豊頃の赤ひげといった感じがいたします。来年3月に奥様と一緒に転居され、4月からの診療開始に向けて準備したいとの行政報告が町長よりありましたが、現医師と、どの時期での交代で、医療業務に支障のない形で新体制を整えることができるのか。また、あくまでも後任医師が今度来町されたときに決める話なのか、今後の病院運営に関わる予定について、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今度来られる山本先生については、4月1日から業務開始をしたいということでありまして、さらに、現在いる菌先生については3月31日まで努力をしたいという考えでございます。しかし、病院のほうの今の事務所等については、今度来られる山本先生は、もうちょっと効率のいいような、患者も、それからお医者さんも、そういったスペースで少し手を加えて直したいということで予算措置をお願いはしているところでございます。したがって、何日間かはどうしてもその工事がありますので、休診になろうかと思っております。また、現在の先生とは19日にお話し合いがありまして、その席で、私もどういう形、とりあえず町民に迷惑をかけないような、短期間で作業を整えるか、ある程度、本当の、何と申しますか、別な部屋で診療ができるなら問題ないのですけれども、今現在の病院ではそういうことはできませんので、ひょっとしたら、最小限ですけれども、そういった町民にちょっと御迷惑をかける期間が生まれるかもしれませんが、できるだけ両先生の理解をいただきながら努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長より答弁をいただきました。最小限の時間帯の空白でもって医療体制が整えられるような状況になるのではないかというふうに私も感じておりますが、そのような段取りをよろしく願いたいと思っております。

また、先ほど来、岩井議員が一般質問をしておりましたが、またこれに町長も回答

しておりましたけれども、医療と相関関係なのが国民健康保険であります。現在の国保運営は市町村が主体ですが、国は国保財政の悪化を背景に平成30年度より運営主体を都道府県に移管することになっております。道は市町村間の保険料差を標準化いたしますので、我が町においても国民健康保険料の増加が予想されます。このたびの新年度医師着任に当たりましては、医療施設特別会計において、病院整備費として医院の改修工事、設備改修工事、医院長住宅改修工事と、我が町といたしましても特段の配慮をしております。山本馨医師におかれましては、地域医療のキャリアとしてその手腕を期待すべく、御活躍を祈るばかりでございます。

以上で、豊頃医院に関する質問は終了させていただきます。

続いて、次の質問に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

●藤田議長 どうぞ続けてください。

●2番小笠原議員 では、続けさせていただきます。

次に、我が町にとって重要な質問をさせていただきます。宮口町政3期12年の検証と今後の町づくりについて、私なりに一町民の目線に立って町長にお聞きしてまいります。本来であれば、私のような1期半ばの新米議員が町長の3期12年の検証、評価などできる何ものでもなく、当選回数が多い先輩議員に、このように重大な質問はお願いしたいところではありますが、来年4月には町長選挙がございまして、この第4回定例議会において、まず聞くべきことを聞くことが重要任務と考え、ここに立っている次第でございます。

まず、平成17年より3期12年間、町長は就任以来、基金の2.5倍増を成し遂げ、基金の取崩しもなく、公債費の縮減を実行され、非常に健全な財政運営を進められた中で、協働の町づくりを柱とした第3次総合開発に係る後期計画を踏襲し、平成22年度より策定の第4次豊頃町まちづくり総合計画においても順調に施策を実行中であります。また、防災対策についても、数多い実績経験の中からの的確に陣頭指揮されており、町民の生命、財産を守る首領として、その姿には誠に敬意を表するものであります。1期4年中においては大変厳しい財政状況の中の、暗中模索の中の宮口丸の船出であったかと、その心中をお察し申し上げますが、気が付いてみれば、議員各位の誰もが攻撃し難い、真田丸ならぬ宮口丸を我が町の行政に築いていられることは、3期12年の実績評価としては誠にあっぱれな行政手腕であると思っております。

若輩者の私が言うのも何ですが、行政運営の手腕は人を動かす原動力にあると考えます。町長は宮口丸の居城において、豊頃町の本丸を今後も取り仕切ることのできる逸材と私は強く思いますが、町長自身は、今後、来年度の我が町の執行責任において、どのような考えをされているのか、ここで伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、私のところは第4次豊頃町総合計画の実施をしているところでございます。特に年度が前期と後期に分かれておりまして、前期が5年間で、後期が6年、ちょっと1年ずれておりますけれども、これは全体的に合わせるためにそういう形になっております。特に総合計画の中では、やはり「やさしさと躍動のふれ愛タウン」というタイトルで、それぞれ項目ごとに分かれております。特に進捗率等につきましては、ほとんど仕事が終え、また新しい仕事に取り組んでおりますので、一律に進捗率のパーセントはできませんけれども、今順調に事業が運営しております。ただ、今ここへ来て、地方創生総合戦略が入ってきましたので、担当者も非常に忙しい日々を送っているところでございます。先ほどから財政的なうんぬん申し上げられましたけれども、決して私一人でそういった形で基金を残したわけでありません。やっぱり先代の町長方が努力し、今日があるわけでありまして。あわせて、職員の方々もそれぞれのポジションで努力をしてきたわけでありまして。ただ、私の請け負った時代背景を見ますと、非常にどこの町も落ち着いた行政運営をしておりますので、豊頃だけ特別、宮口町長が手腕を発揮したわけではなく、そういった時代背景と周りの環境整備が整ったのではないかというふうに思っております。私も間もなく任期満了となりますけれども、継続されたものは、また新しい方にそういった形でお願いするような形になろうかと思っておりますが、とりあえず与えられた期間、約5か月あります、全力投球で業務に全うしたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま御答弁いただきました。来年4月22日の任期満了に伴う次期町長選において、町長自身の後援会より出馬要請がされたことが今月上旬の地方紙新聞に掲載されたことにより、町民や後援会会員は宮口町長の4選出馬について注目しているところであります。新聞紙上では、定例町議会、一般質問などで、進退を正式表明する見通し、同後援会は週明けに再度出馬を要請すると書かれておりましたが、再度出馬の要請を受けての町長の御判断はどのようにされたのか。また、本日この場で4選出馬の判断をしていただけるのか、町長に単刀直入にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたけれども、私も間もなく3期を終えようとしております。これまでも、議員の皆さんや町民の方々に大変御指導、御支援をいただき、さらには職員が陰になり陽になりして協力していただきましたことが今日の私であり、また、町政を担当させていただいた結果でないかというふうに思っております。しかし、人が年を重ねることは、体力的にももちろんですけれども、思考力の低

下など、全てが限界があります。私は、町政の進展にブレーキをかけたり、また、かけてはならないと常日頃強く感じております。これまで支えていただきました後援会の方々や各団体の責任者の方々から、再三にわたり、町政を担っていただきたいと要請を受けてまいりました。期待に応えることは、非常に年齢的にも厳しい状況下であります。しかし、今の段階では、後援会の要請を強く感じている心境であります。以上が、私の今の思いでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長が4選出馬について固辞される理由について、身体的衰えが原因と言っておられますが、いかんせん、普通の町長の年代の方であれば、そろそろ引退して隠居もあり得ますが、我が町の行政、財政における把握力、各行政団体、外郭団体、組織に向けての顔の広さと推薦支持の厚さ、どれをとっても、今のところ、町長の右に出る者がいないのが現状であります。私といたしましても、町長自身の後援会が申し上げているとおりに、年齢や体力の話は十分分かるが、後継者を育てながら、もう1期お願いしたいというのが強い気持ちであり、何とか固持されている気持ちを後援者や町民のためにもう一花咲かせましょうかと、花咲かおじさんのような気持ちにはなっていないのでしょうか。もう一度、町長にお聞きいたします。我が町の執行責任者として、来年度以降の行政のかじ取りを本当にできないのか、心残りはないのか、失礼を承知でお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 後継者につきましては、私の職場だけ考えた場合については、管理職の方々につきましては、どの方が首長になっても私と遜色がないのではないかというふうに思っております。大変ありがたいお言葉をいただきましたし、今、小笠原議員の御質問等についても十分重く受けとめて、まだ時間が十分ありますので、再度、考えていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長の意見を伺いまして、町長の苦しい胸の内も分かるわけでございますけれども、我が町も第4次まちづくり総合計画の後期計画を遂行中であり、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略、過疎地域自立促進市町村計画の推進、特に地方創生推進交付金事業に特化した互産互生の繋がりをいかした地域商社推進プロジェクトは、今年度、実施計画の策定、来年度、拡大推進となる大事な事業であります。推進役の先導は何人かいるようでございますけれども、船長となるかじ取り役がいなければ、まとまる話もまとまらなくなります。宮口町長は民間企業において養われた独特の感性があり、3期12年中においても、管内他の自治体に報告されているような大きな不祥事もないことから、今後も我が町の堅実な行政運営

を担っていただける唯一の町長適任者だと私は思っております。今後は後援会の皆様の動向に全てを委ね、いちろの望みを託したいと思っておりますが、12年間、この町の羅針盤を見て判断されていたのは町長であり、今後ともそうであることを願う町民の一人として、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、総合戦略、さらに地方創生の事業をとり行っております。今後の我が町の考え方としては、やはり人口減少対策が最も重要な課題となって、そのために定住移住対策、さらには子育て支援、雇用の確保、産業の振興、もろもろ頑張っております。これも私一人でやるわけでない、やはりそれぞれの担当部局で頑張っておりますので、どの方が、どういう形になっても、町の進める課題については問題ないかというふうに思っております。これからも、私個人の考え方を言いますと、十分後援会の方々とお話し合いをしながら決めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 まだ時間はございます。ゆっくり考えを練っていただき、今日のこの一般質問の件について、ひとつ考えていただいて、前向きな判断をされていただきたいというふうに私は思っております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第7号

●藤田議長 次に進みます。

日程第3 意見書案第7号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村純也議員。

●1番中村議員 意見書案第7号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格

段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応わしいものにするのが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり決定されました。

◎ 意見書案第8号

●藤田議長 日程第4 意見書案第8号 J R北海道への経営支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村純也議員。

●1番中村議員 意見書案第8号。提出者、豊頃町議会議員中村純也、賛成者、豊頃

町議会議員小笠原茂人、同人大崎英樹、同上岩井明。

J R北海道への経営支援を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

J R北海道への経営支援を求める意見書。

11月18日、J R北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民のくらしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり決定されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●藤田議長 日程第5 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第6 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成28年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員